

平成 20 年 7 月 31 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

当社子会社保有の自己株式（普通株式）の取得に関するお知らせ
（会社法第 163 条の規定に基づく子会社からの自己株式の取得）

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（取締役社長 ^{くろやなぎ のぶお} 畔柳 信雄）は、本日開催の取締役会において、会社法第 163 条の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、子会社の保有する自己株式を取得することを決議しました。

1. 子会社の名称

株式会社三菱東京 UFJ 銀行および三菱 UFJ 信託銀行株式会社

2. 取得の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 248,443,047 株
(うち株式会社三菱東京 UFJ 銀行からの取得：247,677,147 株、
三菱 UFJ 信託銀行株式会社からの取得：765,900 株) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 239,250,654,261 円（平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日までの東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均（1 円未満の端数は四捨五入）に取得する株式の総数を乗じた金額） |
| (4) 自己株式取得の日程 | 平成 20 年 8 月 1 日（売買契約締結予定日） |
| (5) 取得方法 | 相対取引 |

3. 取得の理由

当社と三菱 UFJ ニコス株式会社との間で平成 20 年 8 月 1 日に実施予定の株式交換により、上記各子会社に割り当てられる当社株式を取得するもの。

以 上

ご注意：この文書は、株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループの自己株式（普通株式）の取得に係わり、一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。